

5 2023(令和5年)



ハンカチの木

# 山原治 税経労務通信 事務所

行社税  
会政理  
保険書  
労務士  
士士

編集発行人  
税理士  
社会保険労務士  
行政書士  
山原治  
〒910-0003  
福井市松本4-2-4  
加藤ビル2F  
TEL 0776(21)2470(代)  
FAX 0776(24)3311  
URL <http://www.yamahara-office.jp>  
E-mail [info@yamahara-office.jp](mailto:info@yamahara-office.jp)

## ◆ 5月の税務と労務

- 国 税／4月分源泉所得税の納付 5月10日  
国 税／3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)  
5月31日  
国 税／9月決算法人の中間申告 5月31日  
国 税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日  
国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日  
国 税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日  
国 税／特別農業所得者の承認申請 5月15日

5月

(卓月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

地方税／自動車税・鉱区税の納付

都道府県の条例で定める日

**地方税納付書にQRコード** 令和5年度から、地方税の納付書に「地方税統一QRコード」(eL-QR)が付されています。このQRコードにより、市・県民税(普通徴収)や固定資産税・都市計画税、自動車税・軽自動車税(種別割)について、eLTAXや金融機関、スマホアプリによる納税ができます(対象税目は自治体により異なります)。

ワン  
ポイント

# 従業員等が会社から受ける経済的利益 ～給与課税の対象とならないように注意～



会社の役員や経理担当者の中には、従業員等に対して金銭による給与以外の費用負担や金品の贈与などを行つた場合、それらは単純に会社の経費（損金）等として、給与課税の対象外とお考えの方もいるのではないでしようか。

今回は、このようなケースにおける税務上の取扱いを見てみたいと思います。

注意しなければならないのは、  
一 経済的利益として課税されるものとは

**二 経済的利益として課税される額**

前述の「経済的利益の例」における、主な給与課税の対象となる金額は次のとおりです。

(1) 物品（商品）その他の資産の無償・低額譲受け

無償の場合はその資産の時価、低額の場合はその額と実際支払った金額との差額。

## 経済的利益の例

- |                             |
|-----------------------------|
| ① 物品（商品）その他の資産の無償・低額譲受け     |
| ② 土地・家屋その他の現金以外の資産の無償・低額借受け |
| ③ 金銭の無利息・低利息借受け             |
| ④ ②、③以外の用役（サービス）の無償・低額享受    |
| ⑤ 未払金等の債務の免除・肩代わり           |

給与を支給したのと同様の経済的效果をもたらす費用負担などは、「経済的利益」として給与課税の対象となることです。この経済的利益に該当するものの例として、次のものがあります。

(2) 土地・家屋その他の現金以外の資産の無償・低額借受けの場合はその額と実際に支払った金額との差額。

(3) 金銭の無利息・低利息借受けの場合は通常の利率により計算した利息の額、低利息の場合はその額と実際に支払った利息との差額。

(4) (2)・(3)以外の用役（サービス）の無償・低額享受の場合は通常支払うべき対価の額、低額の場合はその額と実際に支払った金額との差額。

(5) 未払金等の債務の免除・肩代わりの場合はその額と実際に支払った金額との差額。

三 給与課税の対象とならない経済的利益の例

債務免除の場合はその免除された金額の相当額、肩代わりした場合はその負担した金額。

(1) 通勤手当

1か月当たりの限度額は、片道の通勤距離（通勤経路に沿った長さ）に応じて、次頁表のように定められています。

(2) 転勤に伴う転居費用等

家族分も含めて転居のために必要な運賃、宿泊費、引越しが費用などとして、適正な旅費規程等に基づく金額であれば非課税とされています。

(3) 省旅費

また、単身赴任者などの旅費についても、従業員個人が負担すべきものとして課税の対象となります。

イ  
積  
(<sup>2</sup><sub>m</sub>)  
÷  
3·3<sup>2</sup><sub>m</sub>)  
12円×  
(その建物の総床面  
積)

(2)  
社宅費用  
従業員の社宅や寮の場合、1  
か月当たり一定額の家賃（賃貸  
料相当額）以上を受け取つてい  
れば課税されません。  
この場合の賃貸料相当額は、  
次の金額の合計額をいいます。  
ア  
その年度の建物の固定資  
産  
税の課税標準額×0·2%

マイカーなどで通勤している人の非課税となる  
1か月当たりの限度額の表

片道の通勤距離	1か月当たりの限度額
2km未満	（全額課税）
2km以上10km未満	4,200円
10km以上15km未満	7,100円
15km以上25km未満	12,900円
25km以上35km未満	18,700円
35km以上45km未満	24,400円
45km以上55km未満	28,000円
55km以上	31,600円

ウ  
その年度の敷地の固定資産  
税の課税標準額×0·22%  
賃貸料相当額と実際に受け  
取つている家賃との差額が給与  
に限り、賃貸料相当額の50%以  
上の家賃を受け取つてある場  
合、差額は課税しないこととさ  
れています。

会社などが所有している社宅  
や寮などを貸与する場合に限ら  
ず、他から借りて貸与する場合  
でも、前記のアからウを合計し  
た金額が賃貸料相当額となりま  
す。したがつて、他から借受け  
た社宅や寮などを貸す場合に  
も、貸主等から固定資産税の課  
税標準額などを確認することが  
必要です。

なお、役員社宅の場合には、  
一定の床面積を超える場合や、  
いわゆる豪華社宅に該当するこ  
とになる場合は、非課税要件が  
厳しくなるのでご注意ください。

(3) 食事支給・補助  
次の2つの要件のどちらも満  
たしていれば、非課税とされ  
ます。

① 役員や従業員が食事の価額  
の半分以上を負担しているこ

(2) 次の金額が1か月当たり  
3500円（税抜き）以下で  
あること  
（食事の価額）－（役員や使用  
人が負担している金額）  
この場合の「食事の価額」と  
は、弁当などを購入して支給し  
ている場合には、業者に支払う  
購入金額、社員食堂などで会社  
が作つた食事を支給している場  
合には、食事の材料費や調味料  
など食事を作るために直接か  
かった費用の合計額となります。  
ただし、食事を支給するので  
はなく、現金で食事代の補助を  
する場合には、深夜勤務者に夜  
食の支給ができないために1食  
当たり300円（税抜き）以下  
の金額を支給する場合を除き、  
補助をする全額が課税の対象と  
なります。

なお、残業又は宿泊直に対し  
支給する食事は、無料で支給し  
ても非課税とされています。

(4) 社員旅行  
その旅行の内容（旅行の企画  
立案、主催者、旅行の目的・規  
模・行程、従業員等の参加割合・  
使用者及び参加従業員等の負担

【参考資料】  
国税庁  
給与等に係る  
経済的利益



(5) 人間ドックの費用負担  
健康管理の必要から、一般的  
に実施されている人間ドック程  
度のもので、一定年齢以上の希  
望者は全て検診を受けることが  
でき、かつ、検診を受けた者の  
全てを対象として、その費用を  
負担する場合には非課税とされ  
ています。

# 税金 クイズ

昭和14年に導入され、同19年の改正では、税率が300%にまで引き上げられた税金は、次のうちどれでしょうか。

## 【解説】

遊興飲食税は、昭和14（1939）年の支那事変特別税法の改正で導入された国税です。料理屋や旅館などでの遊興又は飲食料金に課税する税で、それまでは地方税（遊興税）でした。昭和15（1940）年に国税の遊興飲食税となり、昭和22（1947）年には再び地方税の遊興税となりました。

遊興飲食税は、昭和19（1944）年の改正で芸妓の花代の税率が最高300%になつたこととされ、戦時中のとんでもない税金の例として、しばしば引き合いに出されます。

もともと遊興飲食税の国税化には、奢靡的消費の抑制という目的があったので、地方税時代よりも高い税率が設けられました。衣食住における消費や奢靡を抑制して、国民生活を戦時体制に適応させる目的があつたのです。

芸妓の花代の税率は、最初は料金の20%だったのですが、昭和15年に30%、同16年（1941）に100%、同18（1943）年に200%、そして同19年には300%になっています。昭和16年改正のとき、当時の大蔵大臣は、戦時財政の必要と消費の抑制、そして国民生活自粛の観点からすれば、花代の税率はこのくらいで良いという意見で改正を主導したようです。

昭和16年12月、日本はアメリカとイギリスに宣戦布告し、太平洋戦争へと突き進んでいきました。このような禁止的な高い税率になったのは、戦局の拡大により一層の消費抑制が求められたからといえます。

—— 正解は、②遊興飲食税でした。  
(出典: 税務大学校税務情報センター)

## **KEY WORD**

### **みなし相続財産**

相続税の課税対象となる財産は、現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋などのほか貸付金、特許権、著作権など金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべての民法上の財産（本来の財産）の他に、相続税法の規定などにより相続税の対象となるものもあります（みなじ相続財産）。

みなしへ相続財産の代表例としては、被相続人の死亡を保険事故として受け取る生命保険金(被相続人が保険料を負担したもの)や、会社から遺族に支給される死亡退職金があります。

その他には、被相続人が受益者だった信託の信託受益権で、その死亡後に受益者となる人は、その信託財産を、被相続人から遺贈により取得したものとみなされるなど、みなしあ相続財産にはいくつか種類があります。

生前贈与加算の対象となる財産の確認と同様に、これらの相続財産への加算漏れには、注意が必要です。

# 不動産取得税と贈与